

宇治市監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和元年 5 月 21 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度市民環境部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成31年2月1日から同年3月26日まで

第4 監査の概要

この監査は、市民環境部人権啓発課及び男女共同参画課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

使用料収入状況（男女共同参画課）

負担金支出状況（人権啓発課）

委託料支出状況（人権啓発課、男女共同参画課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 人権啓発課

- (1) 負担金支出状況について
特になし。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。

2 男女共同参画課

- (1) 使用料収入状況について
入金が遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 委託料支出状況について
特になし。